

平成18年1月30日

山梨県知事 山本 栄彦 殿

山梨県国民保護協議会

会長 山本 栄彦

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第34条第1項の規定により山梨県知事が作成する国民の保護に関する計画について（答申）

平成18年1月18日付け消第2471号をもって諮問があった山梨県国民保護計画について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条第2項第2号の規定に基づき、本協議会の意見を下記のとおり答申する。

記

山梨県国民保護計画（案）は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び政府が定めた国民の保護に関する基本指針に基づいて作成されており、適当であると認める。